



©宮城県・旭プロダクション



セーフティ123通信

発行：宮城県・みやぎ交通安全啓発・実践キャンペーン実行委員会

「セーフティ123通信」は、交通安全キャンペーン「セーフティ123」の参加者を応援する情報誌です。

宮城県内を走るドライバーのみなさん！安全運転していますか？

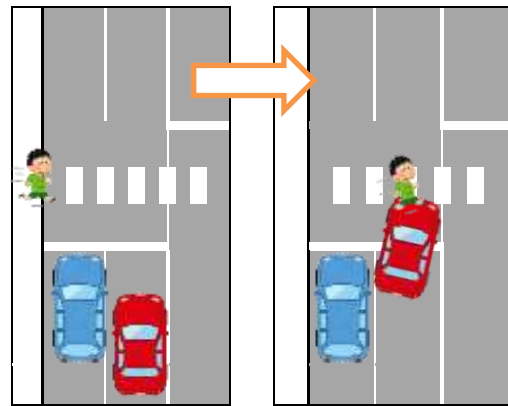
事故事例から学ぶ安全運転 テーマ 「横断歩道」

【事故概要】

片側2車線道路の左側車線を走行中、横断歩道を渡ろうとする子どもがいたので横断歩道手前で停止。子どもは横断歩道を渡り始めた後、右側車線を走行してきた車が子どもに気付かず衝突した。

ドライバー語録

「右側車線をまっすぐ走ってたんですよ。」
「自分の前で左側車線を走っていた車が減速して止まったと思ったら、急に子どもが飛び出てきて。」
「横断歩道を渡ってたらしいけど、横断歩道があるからって、いちいち止まりませんよね。止まったら追突されるかもしれないし。かえって危ないじゃないですか。」



横断する人がいるかもしれないなら止まる！

交通ルールは、

「横断歩道を通るときは、横断歩道の直前(停止線の直前)で停止できるような速度で進行」

「横断歩道を横断し、又は横断歩道を横断しようとする人がいたら、横断歩道の前で一時停止」

「横断歩道の前で停止している車両の側方を通過して前方に出ようとするときは、前方に出る前に一時停止」

ですが、運転歴が長くなるほど「どうせ横断しないだろう」、「どうせ横断する人はいないだろう」と勝手に思いがちになります。また、高齢の歩行者の場合には、加齢に伴って横断歩道を歩くスピードも遅くなっていくものです。

横断歩道を通るときは、「横断するかもしれない」、前方の車の陰から「横断する人がいるかもしれない」と気を引き締めて運転しましょう。



追突されないワザがある！

一時停止すると、後ろを走っている車に追突されそうで怖いというドライバーは多いでしょう。追突防止に効果的なのが、自動車教習所でも習った基本動作「ポンピング・ブレーキ」です。横断歩道の手前の道路上には、この先に横断歩道があることを知らせる「◇」（ダイヤのマーク）があります。この「◇」を見つけたら、ポンピング・ブレーキを使って後ろの車に注意を喚起しましょう。

安全運転の秘訣とは

○「セーフティ123」で無事故無違反を達成された方々に、普段、車を運転する上で心がけていることを聞いてみました。さすがに「警察に捕まらなければいっちゃ！」の声はありませんでしたよ。

△達成された方々からは、「安全確認ですかね」とか「無理な運転はしない」や「止まらなければならぬ場所では必ず止まる」などの返事が返ってきました。

□心がけていることは人それぞれでしたが、共通しているのは、サポカー等の安全運転支援機能に頼るといった他人任せのものではなく、「自分がきちんと心掛けながら」というものでした。確かに、ハンドルを握るドライバーの考え方ひとつで、「安全を確認する」、「アクセルを踏む」、「ブレーキを踏む」、「ハンドルを切る」という動作が決まるので、安全運転をするかしないかはハンドルを握るドライバーにかかっているんですね。

冬道運転の心得！！

12月に入り、本格的な冬道のシーズンが始まります。夏場は快適な道路が、雪が降り積もり、気温も下がって凍結するなどドライバー泣かせの道路に変化し、タイヤの空転や、スリップの原因となります。代表的な「冬道運転の心得」をご紹介しますので、交通事故を起こさない、遭わないための参考としてください。

□心得その1 交差点は注意

交差点は、交通量が多いため路面が磨かれてミラーバーン（路面が鏡のようになること）になることがある。

□心得その2 橋梁部は注意

橋は、路面温度が極度に下がり凍結しやすい。

□心得その3 日陰は注意

建物等で日陰の場所は、凍結が起こりやすく溶けにくい。

交通事故に遭われた方々へ

交通事故で発生した損害賠償問題などのご相談を受けております。お気軽にご利用ください。
交通事故 相談受付時間 月～金8:30～16:45（土・日・祝日、年末年始はお休みします。）
相談窓口 弁護士法律相談 下記日程の14:00～16:00（下記の窓口で事前予約が必要です。）

窓口	電話（問い合わせ先）	弁護士法律相談日程
交通事故相談室	022-211-2432、2433	毎月第2・第4金曜日
大河原地方振興事務所 県民サービスセンター	0224-53-3111 内線241	4月・7月・10月・1月の 第3金曜日
北部地方振興事務所 県民サービスセンター	0229-91-0701 内線216	5月・8月・11月・2月の 第3水曜日
北部地方振興事務所栗原地域事務所 県民サービスセンター	0228-22-2111 内線280	6月・9月・12月・3月の 第3木曜日
東部地方振興事務所登米地域事務所 県民サービスセンター	0220-22-6111 内線294	5月・8月・11月・2月の 第3火曜日
東部地方振興事務所 県民サービスセンター	0225-95-1411 内線3040	4月・7月・10月・1月の 第3水曜日
気仙沼地方振興事務所 県民サービスセンター	0226-24-3186	6月・9月・12月・3月の 第3水曜日